

昭和四十年政令第二号

毒物及び劇物指定令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第一二十八号、別表第二第九十四号、別表第三第十号及び第一二十三条の二の規定に基づき、毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（毒物）

- 第一条** 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第一二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。
- 一 アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム〇・一%以下を含有するものを除く。
 - 二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
 - 三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
 - 四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八%以下を含有するものを除く。
 - 五 三一アミノ一一双ロペン及びこれを含有する製剤
 - 六 アリルアルコール及びこれを含有する製剤
 - 七 アルカノールアンモニウム一・四ジニトロ一六一（一メチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。
 - 八 五イソシアナト一（イソシアナトメチル）一・三・三一トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
 - 九 O—エチル—O—（一イソプロポキシカルボニルフェニル）—N—イソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O—エチル—O—（二イソプロポキシカルボニルフェニル）—N—イソプロピルチオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。
 - 十 O—エチル—S—S—ジプロピル（ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O—エチル—S—S—ジプロピル（ホスホロジチオアート五%以下を含有するものを除く。
 - 二 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト一・五%以下を含有するものを除く。
 - 二の二 N—エチル—メチル（二クロル一四メチルメタルカブトフェニル）—チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤
 - 二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
 - 二の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤
 - 三 黄焼を含有する製剤
 - 四 オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム一一・四ジニトロ一六一
 - 五 オクタメチルビロホスホルアミド（別名シユラーダン）を含有する製剤
 - 六 の クラーレを含有する製剤
 - 六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
 - 六の三 クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤
 - 六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
 - 六の五 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
 - 六の六 一クロロ一二・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
 - 六の七 二クロロピリジン及びこれを含有する製剤
 - 六の八 三クロロ一一・二一双ロパンジオール及びこれを含有する製剤
 - 六の九 （クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
 - 六の十 五塩化焼及びこれを含有する製剤
 - 六の十一 三塩化硼素及びこれを含有する製剤
 - 六の十二 三塩化焼及びこれを含有する製剤
 - 六の十三 酸化コバルト（II）及びこれを含有する製剤
 - 六の十四 三沸化硼素及びこれを含有する製剤
 - 六の十五 三沸化硼及びこれを含有する製剤
 - 六の十六 ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
 - 七の四 アルキル鉛を含有する製剤
 - 八 無機シアノ化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ロイ 紺青及びこれを含有する製剤
 - フエリシアノ塩及びこれを含有する製剤

- ハ フエロシアノ塩及びこれを含有する製剤
- 九 ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフエイト5%以下を含有するものを除く。
- 九の二 ジエチル-S-(二-クロル-1-フタルイミドエチル)-ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。
- 九の三 ジエチル-(1-三-ジチオシクロベンチリデン)-チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-(1-三-ジチオシクロベンチリデン)-チオホスホルアミド5%以下のものを除く。
- 九の四 ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイト(別名パラチオン)を含有する製剤
- 十の二 ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニル-チオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニル-チオホスフエイト3%以下を含有するものを除く。
- 十の三 一-三-ジクロロプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤
- 十の四 (ジクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
- 十の五 二-三-ジシアノー-4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、二-三-ジシアノー-4-ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。
- 十一 ジニトロクレゾールを含有する製剤
- 十二 ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤
- 十二の二 ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤
- 十三 二-四-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-1-フェノールを含有する製剤。ただし、二-四-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-1-フェノール2%以下を含有するものを除く。
- 十三の二 二-ジフェニルアセチル-1-三-インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二-ジフェニルアセチル-1-三-インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有するものを除く。
- 十三の三 ジブチル(ジクロロ)-スタンナン及びこれを含有する製剤
- 十三の四 四弗化硫及びこれを含有する製剤
- 十三の五 リボラン及びこれを含有する製剤
- 十三の六 ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフエイト四%以下を含有するものを除く。
- 十四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト(別名メチルジメトン)を含有する製剤
- 十五 ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-1-ホスフエイトを含有する製剤
- 十五の二 1-ジメチル-4-4-ジビリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト(別名メチルパラチオン)を含有する製剤
- 十六の二 1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
- 十六の三 2-ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤
- 十六の四 2-ジメチル-1-三-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二-二-ジメチル-1-三-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート五%以下を含有するものを除く。
- 十七 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- アミニ塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
- オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
- 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
- オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
- チトニハロイドの二ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十七の二 硫酸水銀五%以下を含有する製剤
- 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤
- 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤
- 亜セレン酸ナトリウム〇・〇〇〇一一%以下を含有する製剤
- 硫酸第二水銀及びこれを含有する製剤
- 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
- ゲルマニウム、セレン及び硫酸から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
- セレン酸ナトリウム〇・〇〇〇一二%以下を含有する製剤

十九の二 テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）を含有する製剤
 十九の二二・三・五・六一テトラフルオロ一四メチルベンジル＝(Z)－(一RS・三RS)－三－(二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一ープロペニル)－二・二一ジメチルシクロブロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオロ一四メチルベンジル＝(Z)－(一RS・三RS)－三－(二一クロロ一三・三一トリフルオロ一ープロペニル)－二・二一ジメチルシクロブロパンカルボキシラート一・五%以下を含有するものを除く。
 十九の三 テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキンド及びこれを含有する製剤
 十九の四 一ードデシルグアニジニウム＝アセタート（別名ドジン）及びこれを含有する製剤。ただし、一ードデシルグアニジニウム＝アセタート六五%以下を含有するものを除く。
 十九の五 (トリクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
 十九の六 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤
 十九の七 ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇%以下を含有するものを除く。
 二十 ニコチンを含有する製剤
 二十一 ニコチン塩類及びこれを含有する製剤
 二十二 ニツケルカルボニルを含有する製剤
 二十二の二 ビス（四一イソシアナトシクロヘキシル）メタン及びこれを含有する製剤
 二十二の三 S・S－ビス（一ーメチルプロピル）＝O－エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。ただし、S・S－ビス（一ーメチルプロピル）＝O－エチル＝ホスホロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。
 二十三 硫素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
 イ ゲルマニウム、セレン及びこれを含有する製剤
 ハ ロジウム及びこれを含有する製剤
 ニ ニッケルカルボニルを含有する製剤
 二十二の二 ビス（四一イソシアナトシクロヘキシル）メタン及びこれを含有する製剤
 二十三の三 S・S－ビス（一ーメチルプロピル）＝O－エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。ただし、S・S－ビス（一ーメチルプロピル）＝O－エチル＝ホスホロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。
 二十三の四 二一ヒドロキシプロピル＝アクリラート及びこれを含有する製剤
 二十三の五 ブチル＝二・三一ジヒドロ一ニ・二一ジメチルベンゾフラン－七一イル＝N・N、一ジメチル－N・N、一チオジカルバマート五%以下を含有するものを除く。
 二十四 异化水素を含有する製剤
 二十四の二 异化スルフリル及びこれを含有する製剤
 二十四の三 フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤
 二十四の四 一ー(四一フルオロフエニル)プロパン－二一アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 二十四の五 七一ブロモ一六一クロロ一三一〔三一(二R・三S)－三一ヒドロキシ－二一ビペリジル〕－二一オキソプロピル－四(三H)－キナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、スチレン及びジニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七一ブロモ一六一クロロ一三一〔三一(二R・三S)－三一ヒドロキシ－二一ビペリジル〕－二一オキソプロピル－四(三H)－キナゾリノンと七一ブロモ一六一クロロ一三一〔三一(二R・三S)－三一ヒドロキシ－二一ビペリジル〕－二一オキソプロピル－四(三H)－キナゾリノンとのラセミ体として七・二%以下を含有するものに限る。）及びこれを含有する製剤を除く。
 二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
 二十四の七 ヘキサキス(エ・エジメチルフェネチル)ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタスズ）及びこれを含有する製剤
 二十五 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン（別名エンドリン）を含有する製剤
 二十六 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンジオキサチエピンオキサイドを含有する製剤
 二十六の二 ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤
 二十六の三 ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤
 二十六の四 ホスゲン及びこれを含有する製剤
 二十六の五 メタンスルホニル＝クロリド及びこれを含有する製剤
 二十六の六 メチルシクロヘキシル－四一クロルフェニルチオホスフェイト一・五%以下を含有するものを除く。

二十六の七 メチル-N、-N、-ジメチル-N-「(メチルカルバモイル) オキシ」—「チオオキサムイミデート及びこれを含有する製剤。ただし、メチル-N、-N、-ジメチル-N-「(メチルカルバモイル) オキシ」—「チオオキサムイミデート及びこれを含有する製剤。

二十六の八 メチルホスホン酸ジクロリド
二十六の九 S-メチル-N-「(メチルカルバモイル) —オキシ」—「チオアセトイミデート (別名メトミル) 及びこれを含有する製剤。ただし、S-メチル-N-「(メチルカルバモイル) —オキシ」—チオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。

二十六の十 メチルメルカブタン及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス(—チオセミカルバジド) 及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス(—チオセミカルバジド) 二%以下を含有するものを除く。

二十六の十一 メチレンビス(—チオセミカルバジド) 及びこれを含有する製剤。ただし、二メルカブトエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

二十六の十二 二メルカブトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二メルカブトエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

二十七 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
二十八 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
二十九 燃化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
三十 燃化水素及びこれを含有する製剤
三十一 六沸化タンクステン及びこれを含有する製剤

(劇物)
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一 無機亜鉛類。ただし、次に掲げるものを除く。

ニ 炭酸亜鉛
ハロイド
ニ水酸化錫亜鉛
ニ水酸化錫亜鉛 (II)

一の二 亜塙素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、亜塙素酸ナトリウム二五%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。

一の三 アクリルアミド及びこれを含有する製剤
一の四 アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸一〇%以下を含有するものを除く。

一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤
一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤
二 亜硝酸塩類

二の一 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤
二の二 亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤
二の三 亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤

三 アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤
三の二 亜セレン酸○・○○八二%以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸○・○○○○○八一%以下を含有するものを除く。

四 アニリン塩類
四の二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤
四の三 二アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二アミノエタノール二〇%以下を含有するものを除く。

四の四 N-(二アミノエチル)-二アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N-(二アミノエチル)-二アミノエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

四の五 N-(二アミノエチル)エタノー-二ジアミン及びこれを含有する製剤
四の六 L-二アミノ-四-(ヒドロキシ)(メチル)ホスフイノイルブチリル-レ-アラニル-レ-アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L-二アミノ-

四の七 -(ヒドロキシ)(メチル)ホスフイノイルブチリル-レ-アラニル-レ-アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の八 一アミノプロパン-一-オール及びこれを含有する製剤。ただし、一アミノプロパン-一-オール四%以下を含有するものを除く。

四の九 三アミノプロパン-一-オール及びこれを含有する製剤。ただし、三アミノプロパン-一-オール一%以下を含有するものを除く。

四の十 三アミノメチル-三・五・五-トリメチルシリクロヘキシルアミン(別名イソホロジニアミン)及びこれを含有する製剤。ただし、三アミノメチル-三・五・五-トリメチルシリクロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。

四五 N-アルキルアニリン及びその塩類
七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

ロイド 四アセトキシフェニルジメチルスルホニウムII-キサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤
アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

ハニ化アンチモン(III)を含有する製剤
ホヘ酸化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤
トリス(ジベンチルジチオカルバマト- α ($S\cdot S$)アンチモン5%以下を含有する製剤

ト硫酸アンチモン及びこれを含有する製剤
八アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア10%以下を含有するものを除く。

八の二一二一イソブロピルオキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二一イソブロピキシエタノール一5%以下を含有するものを除く。

九の一イソブロピルオキシエニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二一イソブロピルオキシエニル-N-メチルカルバメート一5%以下を含有するものを除く。

九の二一二一イソブロピルオキシエニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二一イソブロピルエニル-N-メチルカルバメート一5%以下を含有するものを除く。

十二一イソブロピル-四一メチルピリミジル-六一ジエチルチオホスフエイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、二一イソブロピル-四一メチルピリミジル-六一ジエチルチオホスフエイト5%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。

十の二一水素-二弗化アンチモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、一水素-二弗化アンチモニウム4%以下を含有するものを除く。

十の三一・一、一イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンとして三・五%以下を含有する製剤(口に該当するものを除く)。

イ一・一、一イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤

ロ可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤

十一の二エタン-一・二-ジアミン及びこれを含有する製剤

十一の三O-エチル-O-(二-イソブロボキシカルボニルフエニル)-N-イソブロピルチオホスホルアミド(別名イソフエンホス)5%以下を含有する製剤

十一の四N-エチル-O-(二-イソブロボキシカルボニル-一メチルビニル)-O-メチルチオホスホルアミド一%以下を含有するものを除く。

十二エチル-N-(エチルジチオホスホリールアセチル)-N-メチルカルバメートを含有する製剤

十二の二エチル-二-ジエトキシチオホスホリールオキシ-五-メチルピラゾロ[一・五一-a]ピリミジン-六-カルボキシラート(別名ピラゾホス)及びこれを含有する製剤。ただし、N-エチル-O

十三エチル-二-四-ジクロルフエニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチル-二-四-ジクロルフエニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有するものを除く。

十三の二エチルジフエニルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフエニルジチオホスフエイト2%以下を含有するものを除く。

十三の三O-エチル-S-S-ジプロピル-ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)5%以下を含有する製剤。ただし、O-エチル-S-S-ジプロピル-ホスホロジチオアート三%以下を含有するものを除く。

十三の四二-エチル-三-七-ジメチル-六-[四-(トリフルオロメトキシ)フエノキシ]-四-キノリル-メチル-カルボナート及びこれを含有する製剤。ただし、二-エチルチオメチルフエニル-三%以下を含有するものを除く。

十三の五二-エチルチオメチルフエニル-N-メチルカルバメート(別名エチオフエンカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二-エチルチオメチルフエニル-N-メチルカルバメート一%以下を含有するものを除く。

十四エチルバラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E.P.N.)一・五%以下を含有する製剤

十四の二O-エチル-S-プロピル-[二-E]-一-(シアノイミノ)-三-エチルイミダゾリジン-一-イルホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。

十四の三エチル-(Z)-一-三-[N-ベンジル-N-[(メチル)(一-メチルチオエチリデン)アミノ]チオ]アミノ-プロピオナート及びこれを含有する製剤

十四の四O-エチル-O-四-メチルチオフエニル-S-プロピルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル-O-四-メチルチオフエニル-S-プロピルジチオホス

フエイト3%以下を含有するものを除く。

十四の五O-エチル-S-一-メチルプロピル-(二-オキソ-三-チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル-S-一-メ

チルプロピル-(二-オキソ-三-チアゾリジニル)ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。

十四の六四-エチルメルカプトフエニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

十四の七エチレンオキシンド及びこれを含有する製剤

十五の二エピクロルヒドリン及びこれを含有する製剤

十五の三エマメクチン、その塩類及びこれらのはずれを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして2%以下を含有するものを除く。

十六の二塩化水素と硫酸などを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて10%以下を含有するものを除く。

十七の二塩化第一水銀を含有する製剤

十七の二塩化チオニル及びこれを含有する製剤

- 十七の三 塩素
十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。
十八の二 (二R・二S・三R・四S) - 七一オキサビシクロ「二・二・一」ヘブタン-一・三-ジカルボン酸(別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・二S・三R・四S) - 七一オキサビシクロ「二・二・一」ヘブタン-一・三-ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。
- 十八の三 オキン三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤。
- 十八の四 オキンラン-二-イルメチル-メタクリラート及びこれを含有する製剤。
- 十八の五 一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロ-二・三・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-一四・七-メタノ-一H-インデン、四・五・六・七・八・八-ヘキサクロロ-三a・四・七・七a-テトラヒドロ-一四・七-メタノ-一H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八-オクタクロロ-二・三・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-一四・七-メタノ-一H-インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八-ナクロロ-二・三・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-一四・七-メタノ-一H-インデン、四・五・六・七・八・八-ヘキサクロロ-三a・四・七・七a-テトラヒドロ-一四・七-メタノ-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物6%以下を含有するものを除く。
- 十九 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素6%以下を含有するものを除く。
- 二十 過酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、過酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
- 二十一 過酸化尿素を含有する製剤。ただし、過酸化尿素1%以下を含有するものを除く。
- 二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。
- 二十二の二 「(二カルボキシラトフエニル)チオ」(エチル)水銀ナトリウム(別名メロサール)○・1%以下を含有する製剤
- 二十二の三 芳香族及びこれを含有する製剤。ただし、芳香族90%以下を含有するものを除く。
- 二十二の四 キンレン
- 二十二の五 キノリン及びこれを含有する製剤
- 二十三 無機金塩類。ただし、雷金を除く。
- 二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。
- 二十四の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸3・6%以下を含有するものを除く。
- 二十五 クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール5%以下を含有するものを除く。
- 二十六 クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛70%以下を含有するものを除く。
- 二十六の二 二-クロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤
- 二十六の三 N-(三-クロル-四-クロルジフルオロメチルチオフェニル)-N-・N-・N-・ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N-(三-クロル-四-クロルジフルオロメチルチオフェニル)-N-・N-・ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N-(三-クロル-四-クロルジフルオロメチルチオフェニル)-N-・N-・ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N-(三-クロル-四-クロルジフルオロメチルチオフェニル)-N-・N-・ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N-(三-クロル-四-クロルジフルオロメチルチオフェニル)-N-・N-・ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。
- 二十六の四 二-クロル-一-(二・四-ジクロルフェニル)ビニルエチルメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 二十六の五 二-クロル-一-(二・四-ジクロルフェニル)ビニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 二十六の六 一-クロル-一-ジプロムエタン及びこれを含有する製剤
- 二十六の七 二-クロル-四-ジメチルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 二十七 クロルピクリンを含有する製剤。ただし、容量300ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル50%以下を含有するものを除く。
- 二十八 クロルメチルを含有する製剤。ただし、容量300ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル50%以下を含有するものを除く。
- 二十八の二 クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤
- 二十八の三 クロロアニリン及びこれを含有する製剤
- 二十八の四 四-クロロ-三-エチル-一-メチル-N-「四-(バラトリルオキシ)ベンジル」ピラゾール-五-カルボキサミド及びこれを含有する製剤
- 二十八の五 五一クロロ-N-「二-「四-(二-エトキシエチル)-二-三-ジメチルフェノキシ」エチル」-六-エチルピリミジン-四-アミン(別名ピリミジフェン)及びこれを含有する製剤。ただし、五一クロロ-N-「二-「四-(二-エトキシエチル)-二-三-ジメチルフェノキシ」エチル」-六-エチルピリミジン-四-アミン4%以下を含有するものを除く。
- 二十八の六 クロロギ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤
- 二十八の七 クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
- 二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
- 二十八の九 一-クロロ-四-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 二十八の十 二-クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 二十八の十一 トランス-N-(六-クロロ-三-ピリジルメチル)-N-シアノ-N-メチルアセトアミジン(別名アセタミップリド)及びこれを含有する製剤。ただし、トランス-N-(六-クロロ-三-ピリジルメチル)-N-シアノ-N-メチルアセトアミジン2%以下を含有するものを除く。

- 二十八の十二 一（六—クロロ—三—ピリジルメチル）—N—ニトロイミダゾリジン—二—イリデンアミン（別名イミダクロブリド）及びこれを含有する製剤。ただし、一（六—クロロ—三—ピリジルメチル）—N—ニトロイミダゾリジン—二—イリデンアミン二%（マイクロカプセル製剤にあつては、一二%）以下を含有するものを除く。
- 二十八の十三 三—（六—クロロピリジン—三—イルメチル）—一・三—チアゾリジン—二—イリデンシアナミド（別名チアクロブリド）及びこれを含有する製剤。ただし、三—（六—クロロピリジン—三—イルメチル）—一・三—チアゾリジン—二—イリデンシアナミド三%以下を含有するものを除く。
- 二十八の十四 (R,S)—[O—一—(四—クロロフェニル)ピラゾール—四—イル=O—エチル=S—プロピル=ホスホチオアート]（別名ピラクロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、(R,S)—[O—一—(四—クロロフェニル)ピラゾール—四—イル=O—エチル=S—プロピル=ホスホチオアート]六%以下を含有するものを除く。
- 二十八の十五 クロロブレン及びこれを含有する製剤
- 二十九 硅弗化水素酸を含有する製剤
- 三十 硅弗化水素酸塩類及びこれを含有する製剤
- 三十の二 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したもの）及びこれを含有する製剤。ただし、五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したもの）一〇%以下を含有するものを除く。
- 三十の三 醋酸エチル
- 三十の四 醋酸タリウム及びこれを含有する製剤
- 三十の五 サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして一%以下を含有するものを除く。
- 三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
- 三十の七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤
- 三十の八 酸化水銀五%以下を含有する製剤
- 三十の九 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。
- 三十の十 三十一の三 四—ジアリルアミノ—三・五—ジメチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 三十の十一 有機シアノ化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- 四—「六—（アクリロイルオキシ）ヘキシルオキシ」—四、—シアノビフエニル及びこれを含有する製剤
- 二—「アセトキシ—（四—ジエチルアミノ）ベンジリデン」マロノニトリル及びこれを含有する製剤
- アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
- 四・四、—アゾビス（四—シアノ吉草酸）及びこれを含有する製剤
- 五—アミノ—一—（二・六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル）—四—エチルスルフィニル—H—ピラゾール—三—カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する
- (5) 製剤にあつては、五%）以下を含有する製剤
- 五—アミノ—一—（二・六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル）—四—エチルスルフィニル—H—ピラゾール—三—カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する
- (6) 製剤にあつては、五%）以下を含有する製剤
- 四—アルキル安息香酸シアノフェニル及びこれを含有する製剤
- 四—アルキル—四、—シアノビフエニル及びこれを含有する製剤
- 四—アルキル—四、—シアノフエニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
- 五—アルキル—二—（四—シアノフエニル）ピリミジン及びこれを含有する製剤
- 四—アルキルシクロヘキシル—四、—シアノビフエニル及びこれを含有する製剤
- 五一（四—アルキルフェニル）—二—（四—シアノフエニル）ピリミジン及びこれを含有する製剤
- 四—アルコキシ—四、—シアノビフエニル及びこれを含有する製剤
- 四—イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (E)—ウンデカ—九—エンニトリル、(Z)—ウンデカ—九—エンニトリルの混合物 ((E)—ウンデカ—九—エンニトリル四五%以上五五%以下を含有し、(Z)—ウンデカ—九—エンニトリル二三%以上三三%以下を含有し、かつ、ウンデカ—一〇—エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含有するものに限る) 及びこれを含有する製剤
- 四—エチルオクタ—三—エンニトリル及びこれを含有する製剤
- 四—「ランス—四—（ランス—四—エチルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

- (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19)
- 四一〔五一（トランス—四—エチルシクロヘキシル）—〔一〕ピリミジニル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一（トランス—四—エチルシクロヘキシル）—〔二〕フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- トランス—四、—エチル—トランス—一・、—ビシクロヘキサン—四—カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- 四、—〔二—（エトキシ）エトキシ〕—四—ビフエニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- 三一（オクタデセニルオキシ）プロピオノニトリル及びこれを含有する製剤
- オレオニトリル及びこれを含有する製剤
- カブリニトリル及びこれを含有する製剤
- カブリロニトリル及びこれを含有する製剤
- カブリロニトリル及びこれを含有する製剤
- 二一（四—クロル—六—エチルアミノ—S—トリアジン—〔一〕イルアミノ）—〔一〕メチル—プロピオニトリル五〇%以下を含有する製剤
- 四—クロロ—〔一〕シアノ—N・N—ジメチル—五—パラ—トリルイミダゾール—〔一〕スルホンアミド及びこれを含有する製剤
- 三—クロロ—四—シアノフエニル—四—エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- 三—クロロ—四—シアノフエニル—四—プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- 三—クロロ—四—シアノフエニル—〔二〕ピリジン—〔一〕イル—五—〔メチル（プロブ—〔一〕イン—〔一〕イル）アミノ〕—〔一〕H—ピラゾール—四—カルボニトリル（別名ピラクロニル）及びこれを含有する製剤
- 一—〔三—クロロ—〔一〕ピリジル〕—〔一〕H—〔〔五—（トリフルオロメチル）—〔二〕H—〔一・二・三・四—テトラゾール—〔一〕イル〕〕メチル〕—〔一〕H—ピラゾール—五—カルボキサニリド及びこれを含有する製剤
- (E) —〔(R S) —四—〔二—クロロフエニル〕—〔一〕H—〔〔一〕ジオラン—〔一〕イリデン〕（—H—イミダゾール—〔一〕イル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- 二—（四—クロロフエニル）—〔一〕H—〔〔一〕H—〔一・二・四—トリアゾール—〔一〕イルメチル〕ヘキサンニトリル（別名ミクロブタニル）及びこれを含有する製剤
- (R S) —四—〔四—クロロフエニル〕—〔一〕H—〔〔一〕H—〔一・二・四—トリアゾール—〔一〕イルメチル〕ブチロニトリル及びこれを含有する製剤
- 高分子化合物
- シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
- N—〔〔一〕シアノエチル〕—〔一〕三—ビス（アミノメチル）ベンゼン、N・N—〔〔一〕シアノエチル〕—〔一〕三—ビス（アミノメチル）ベンゼン及びN・N・N—トリ（〔一〕シアノエチル）—〔一〕三—ビス（アミノメチル）ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
- (R S) —〔〔一〕シアノ—N—〔〔R〕—〔一〕〔〔二〕・四—ジクロロフエニル〕エチル〕—〔三〕三—ジメチルブチラミド（別名ジクロシメット）及びこれを含有する製剤
- 二—シアノ—三・三—ジフエニルプロパン—〔一〕エン酸—〔一〕エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤
- 四—シアノ—三・五—ジフルオロフエニル—四—ブタ—三—エニルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- 四—シアノ—三・五—ジフルオロフエニル—四—ベンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- N—〔〔一〕シアノ—〔一〕ジメチルプロピル〕—〔一〕〔〔一〕・四—ジクロロフエノキシ〕プロピオニアミド及びこれを含有する製剤
- N—〔〔R S〕—シアノ（チオフェン—〔一〕イル〕メチル〕—〔四〕エチル—〔〔エチルアミノ〕—〔一〕三—チアゾール—五—カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤
- 四、—シアノ—四—ビフエニリル—トランス—四—エチル—〔一〕シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- 四、—シアノ—四—ビフエニリル—トランス—四—〔トランス—四—プロピルシクロヘキシル〕—〔一〕シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- 四—シアノ—四、—ビフエニリル—四—〔トランス—四—プロピルシクロヘキシル〕ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- 四、—シアノ—四—ビフエニリル—四、—〔ヘプチル—四—ビフエニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- 四、—シアノ—四—ビフエニリル—トランス—四—〔トランス—四—ベンチルシクロヘキシル〕—〔一〕シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤

- (56) (55) (54) (53) (52) (51) 四一シアノ一四、一ビフエニル=四一(トランス一四一ベンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- 四一シアノフェニル=トランス一四一ブチル一シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- 四一シアノフェニル=トランス一四一プロピル一シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- 四一シアノフェニル=トランス一四一ベンチル一シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- 四一シアノフェニル=四一(トランス一四一ベンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (E) 一一二一一(四一シアノフェニル)一一三一(トリフルオロメチル)フェニルエチリデン)一N—「四一(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドランカルボキサミドの混合物((E) 一一二一一(四一シアノフェニル)一一三一(トリフルオロメチル)フェニルエチリデン)一N—「四一(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドランカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) 一一二一一(四一シアノフェニル)一一三一(トリフルオロメチル)フェニルエチリデン)一N—「四一(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドランカルボキサミド〇%以下を含有するものに限る。(別名メタフルミゾン)及びこれを含有する製剤
- (S) 一四一シアノフェニル=四一(一メチルブトキシ)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (RS) 一シアノ(三一フエノキシフェニル)メチル=二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)一%以下を含有する製剤
- (RS) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・一ジクロロ一(四一エトキシフェニル)一一シクロプロパンカルボキシラート(別名フルバリナート)(別名フルバリネート)五%以下を含有する製剤
- α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・一ジクロロ一(四一エトキシフェニル)一一シクロプロパンカルボキシラート(別名シクロプロトリン)及びこれを含有する製剤
- (S) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・一ジクロロビニル)一一一ジメチルシクロプロパンカルボキシラートと(R) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・三S) 一一三一(一・一ジクロロビニル)一一一ジメチルシクロプロパンカルボキシラートとの等量混合物〇・八八%以下を含有する製剤
- (S) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・三S) 一一一ジメチル=二一(一・二・二・二一テトラブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)〇・九%以下を含有する製剤
- (S) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一(一R・三S) 一一一ジメチル=二一(一・二・二一トリフォルオロ一一トリフォルオロメチルエトキシカルボニル)ビニルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (S) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・二一ジメチル=二一(一メチル一一プロペニル)一一シクロプロパンカルボキシラートと(R) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・二一ジメチル=二一(一メチル一一プロペニル)一一シクロプロパンカルボキシラートとの混合物((S) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・二一ジメチル=二一(一メチル一一プロペニル)一一シクロプロパンカルボキシラート九一%以上九九%以下を含有し、かつ、(R) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・二一ジメチル=二一(一メチル一一プロペニル)一一シクロプロパンカルボキシラート一%以上九%以下を含有するものに限る。)一〇%以下を含有するマイクロカプセル製剤
- (RS) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・三R) 一一一ジメチル=二一(一メチル一一プロペニル)一一シクロプロパンカルボキシラート八%以下を含有する
- 製剤
- (RS) 一α一シアノ一三一フエノキシベンジル=二一・二一ジメチル=二一(一メチル一一プロペニル)一一シクロプロパンカルボキシラート二%以下を含有する
- 製剤
- 四一シアノ一三一フルオロフェニル=四一(トランス一四一エチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- 四一シアノ一三一フルオロフェニル=四一エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- 四一シアノ一三一フルオロフェニル=四一(エトキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- 四一シアノ一三一フルオロフェニル=四一(トランス一四一ブチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- 四一シアノ一三一フルオロフェニル=四一(トランス一四一ブチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- 四一シアノ一三一フルオロフェニル=四一(プロポキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤

(108) (107) (106) (105) (104) (103) (102) (101) (100) (99) (98) (97) (96) (95) (94) (93) (92) (91) (90) (89) (88) (87) (86) (85) (84) (83) (82) (81) (80) (79) (78) (77) (76)

四一シアノ—三—フルオロフェニル||四一—ペチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
 四一シアノ—三—フルオロフェニル||四一—(ベンチルオキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
 四一シアノ—三—フルオロフェニル||四一—(ベンチルオキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
 四一シアノ—三—フルオロフェニル||四一—(ベンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
 四一シアノ—三—フルオロフェニル||四一—(ベンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
 四一シアノ—四—フルオロ—三—フエノキシベンジル||三—(二・二—ジクロロビニル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート○・五%以下を含有する製剤
 α—シアノ—四—フルオロ—三—フエノキシベンジル||三—(二・二—ジクロロビニル)—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキサミド及びこれを含有する製剤
 ミド(別名ピグメントイエロー—八五)及びこれを含有する製剤
 N—シアノメチル—四—(トリフォルオロメチル)ニコチナアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
 N—(四—シアノメチルフェニル)—二—イソプロピル—五—メチルシクロヘキサンカルボキサミド及びこれを含有する製剤
 トランヌーー(二—シアノ—二—メトキシイミノアセチル)—三—エチルウレア(別名シモキサニル)及びこれを含有する製剤
 一・四—ジアミノ—二・三—ジシアノアントラキノン及びこれを含有する製剤
 O—O—ジエチル—O—(α—シアノベンジリデンアミノ)チオホスフエイト(別名ホキシム)及びこれを含有する製剤
 三・三、—(一・四—ジオキソピロロ〔三・四—c〕ピロール—三・六—ジイル)ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 シクロヘキシリデン—O—トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
 二—シクロヘキシリデン—O—フエニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
 シクロボリ(三—四)「ジフェノキシ、フェノキシ(四—シアノフェノキシ)及び「ビス(四—シアノフェノキシ)ホスファゼン」の混合物並びにこれを含有する製剤
 二・六—ジクロルシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
 三・四—ジクロロ—二、—シアノ—二—チアゾール—五—カルボキサニリド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤
 一—(二・六—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—p—トリル)—四—(ジフルオロメチルチオ)—五—【(—ピリジルメチル)アミノ】ピラゾール—三—カルボニトリル(別名ピリプロール)二・五%以下を含有する製剤
 (E)—〔(四R)—四—(二・四—ジクロロフェニル)—一—三—ジチオラン—二—イリデン〕(—H—イミダゾール—二—イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
 四—(二・二—ジシアノエテン—二—イル)フェニル||二・四・五—トリクロロベンゼン—二—スルホナート及びこれを含有する製剤
 ジシアニアミド及びこれを含有する製剤
 二・六—ジフルオロ—四—(トランヌー—四—ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 二・六—ジフルオロ—四—(トランヌー—四—プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 二・六—ジフルオロ—四—(五—プロピルピリミジン—二—イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 四—【二・三—(ジフルオロメチレンジオキシ)フェニル】ピロール—三—カルボニトリル(別名フルジオキソニル)及びこれを含有する製剤
 三・七—ジメチル—二・六—オクタジエンニトリル及びこれを含有する製剤
 三・七—ジメチル—六—オクテニトリル及びこれを含有する製剤
 四—ハ—ジメチル—七—ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
 ジメチルパラシンフェニル—チオホスフエイト及びこれを含有する製剤

(134) (133) (132) (131) (130) (129) (128) (127) (126) (125) (124) (123) (122) (121) (120) 三-(六-六-ジメチルビンクロ「三・一・一」ヘブタ-「一エノ-二-イル) -二-二-ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤
 一-ニ-ジ-(-一-「四-「二-「(二-メチルプロポキシ) カルボニル-二-シアノエテニル」フエニルチオ-エトキシ) エタン及びこれを含有する製剤
 N- (α-α-ジメチルベンジル)-二-シアノ-二-フエニルアセトアミド及びこれを含有する製剤

三-四-ジメチルベンズニトリル及びこれを含有する製剤

四-四-ジメトキシブタニトリル及びこれを含有する製剤

三-五-ジヨード-四-オクタノイルオキシベンズニトリル及びこれを含有する製剤

ステアロニトリル及びこれを含有する製剤

三-五-ジヨード-四-オクタノイルオキシベンズニトリル及びこれを含有する製剤

染料

テトラクロ-メタジシアノベンゼン及びこれを含有する製剤

二-三-三-三-テトラフルオロ-二-（トリフルオロメチル）プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
 二-三-五-六-テトラフルオロ-四-（メトキシメチル）ベンジル=（Z）-（R・三R）-三-（二-シアノプロパー-エニル）-二-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二-三-五-六-テトラフルオロ-四-（メトキシメチル）ベンジル=（E）-（R・三R）-三-（二-シアノプロパー-エニル）-二-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二-三-五-六-テトラフルオロ-四-（メトキシメチル）ベンジル=（Z）-（S・三S）-三-（二-シアノプロパー-エニル）-二-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二-三-五-六-テトラフルオロ-四-（メトキシメチル）ベンジル=（E）-（R・三S）-三-（二-シアノプロパー-エニル）-二-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二-三-五-六-テトラフルオロ-四-（メトキシメチル）ベンジル=（E）-（S・三S）-三-（二-シアノプロパー-エニル）-二-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物（二-三-五-六-テトラフルオロ-四-（メトキシメチル）ベンジル=（Z）-（R・三R）-三-（二-シアノプロパー-エニル）-二-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートハ〇・九%以上を含有し、二-三-五-六-テトラフルオロ-四-（メトキシメチル）ベンジル=（E）-（R・三R）-三-（二-シアノプロパー-エニル）-二-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇%以下を含有し、二-三-五-六-テトラフルオロ-四-（メトキシメチル）ベンジル=（Z）-（S・三S）-三-（二-シアノプロパー-エニル）-二-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート-%以下を含有し、二-三-五-六-テトラフルオロ-四-（メトキシメチル）ベンジル=（E）-（R・三S）-三-（二-シアノプロパー-エニル）-二-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート-%以下を含有し、かつ、二-三-五-六-テトラフルオロ-四-（メトキシメチル）ベンジル=（E）-（S・三S）-三-（二-シアノプロパー-エニル）-二-二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有するものに限る。）並びにこれを含有する製剤

(四-Z)-四-ードデセンニトリル及びこれを含有する製剤

トリチオシクロヘブタジエン-三-四-六-七-テトラニトリル-五%以下を含有する燻蒸剤

二-トリデセンニトリルと三-トリデセンニトリルとの混合物（二-トリデセンニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ、三-トリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含有するものに限る。）及びこれを含有する製剤

二-二-三-トリメチル-三-シクロベンテンニアセトニトリル〇%以下を含有する製剤

p-トルエンスルホン酸=四-[〔三-「シアノ-（二-メチルフェニル）メチリデン〕チオフェン-二-（三H）-イリデン]アミノオキシスルホニル】フエニル及びこれを含有する製剤

ノナ-二-六-ジエンニトリル及びこれを含有する製剤

パラジアンベンゼン及びこれを含有する製剤

パルミトトリル及びこれを含有する製剤

一-ニ-ビス〔N-シアノメチル-N・N-ジメチルアンモニウム〕エタン=ジクロリド及びこれを含有する製剤

二-ヒドロキシ-五-ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤

四-(トランス-四-ビニルシクロヘキシル)ベンズニトリル及びこれを含有する製剤

三-ビリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤

(ニ-ニ) -「フエニル-」-「ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

ブチル=（R）-「-「四-(四-シアノ-「フルオロフェノキシ) フエノキシ」プロピオナート（別名シハロホツブチル）及びこれを含有する製剤

- (166) (165) (164) (163) (162) (161) (160) (159) (158) (157) (156) (155) (154) (153) (152) (151) (150) (149) (148) (147) (146) (145) (144) (143) (142) (141) (140) (139) (138) (137) (136) (135)
- トランスー四一（五一ブチルー・三一ジオキサンー二一イル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一「トランスー四一〔二一（トランスー四一ブチルシクロヘキシル）エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一「トランスー四一（トランスー四一ブチルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一ブチルー・六一ジフルオロ安息香酸四一シアノー三一フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (E) 一二一（四一ターシヤリーブチルフェニル）一「一シアノー一（一・三・四一トリメチルピラゾール一五一イル）ビニル=一・二一ジメチルプロピオナート（別名シエノピラフエン）及びこれを含有する製剤
- トランスー四一ブチルートランスー四一ヘブチルートランスー一・一、一ビシクロヘキサンー四一カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- 四、一「トランスー四一（三一ブテニル）シクロヘキシル」一四一ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一「トランスー四一（三一ブテニル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 二一フルオロ一四一「トランスー四一（トランスー四一エチルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (Z) 一一「二一フルオロ一五一（トリフルオロメチル）フェニルチオ」一一「三一（一メトキシフェニル）一・三一チアゾリジン一一イリデン」アセトニトリル（別名フルチアニル）及びこれを含有する製剤
- 二一フルオロ一四一（トランスー四一ビニルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 二一フルオロ一四一「トランスー四一（E）一（プロパ一一エント一イル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 二一フルオロ一四一「トランスー四一（トランスー四一ブロピルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 二一フルオロ一四一（トランスー四一ブロピルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 二一フルオロ一三四一ブロピル「一・二・二・二四・三一テルフエニル」一一四一カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- 三、一フルオロ一四一ブロピル一四一バラーテルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- 二一フルオロ一四一（トランスー四一ベンチルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 二一フルオロ一四一「トランスー四一（三一メトキシプロピル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- トランスー四一（五一ブロピルー・三一ジオキサンー二一イル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一「トランスー四一〔二一（トランスー四一ブロピルシクロヘキシル）エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一「トランスー四一（トランスー四一ブロピルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 二一「二一（プロビルスルホニルオキシイミノ）チオフェンー三（二H）一イリデン」一一「（二メチルフェニル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一「二一（トランスー四一、一ブロピルートランスー一・一、一ビシクロヘキサンー四一イル）エチル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一「トランスー四一（一ブロペニル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 三一ブロモー一（三一クロロピリジンー二一イル）一N—「四一シアノー二一メチル一六一（メチルカルバモイル）フェニル」一一H—ピラゾール一五一カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤
- 四一ブロモー一（四一クロロフェニル）一一エトキシメチル一五一トリフルオロメチルピロール一三一カルボニトリル（別名クロルフェナビル）○・六%以下を含有する製剤
- 三一（シスー三一ヘキセニロキシ）プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一「五一（トランスー四一ヘブチルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- ペンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
- トランスー四一（五一ベンチルー・三一ジオキサンー二一イル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一「トランスー四一（トランスー四一ベンチルシクロヘキシル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

- 四一 「五一」(トランス—四一ペンチルシクロヘキシル) —「一ペリミジニル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
四一ペンチル—二・六ージフルオロ安息香酸四一シアノ—三—フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- 四一 [(E) —三—ペンテニル] 安息香酸四一シアノ—三—五—ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
四一 [(トランス—四一 (—ペンテニル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- 四一 [(トランス—四一 (三—ペンテニル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
四一 [(トランス—四一 (四—ペンテニル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
四一 [(トランス—四一 (三—ジチオシクロペンチリデン) —チオホスホアート及びこれを含有する製剤]
- メタジシアノベンゼン及びこれを含有する製剤
四、一メチル—二—シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
メチル [(E) —二—二—六—(二—シアノフエノキシ) ピリミジン—四—イルオキシ] フエニル] —三—メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤
二—メチルデカニトトリル及びこれを含有する製剤
三—メチル—二—ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
二—メチル—三—ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
二—メチル—二—メチルフェニルホニルオキシイミノ] チオフェン—三 (ニH) —イリデン] —二—(ニ—メチルフェニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
二—メトキシエチル [(R S) —二—(四—t—ブチルフェニル) フエニルスルホニルオキシ] フエニルスルホニルオキシイミノ] —五H—チオフェン—二—イリデン] —(ニ—メチルフェニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
三—メチル—五—フエニルベンタ—二—エンニトリル及びこれを含有する製剤
二—メトキシエチル [(R S) —二—(四—t—ブチルフェニル) —二—シアノ—三—オキソ—三—(ニ—トリフルオロメチルフェニル) プロパンオアート (別名シフルメトフェン) 及びこれを含有する製剤
四一 [(トランス—四一 (メトキシプロピル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
四一 [(トランス—四一 (メトキシメチル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
ラウロニトリル及びこれを含有する製剤
〔187〕 (186) (185) (184) (183) (182) (181) (180) (179) (178) (177) (176) (175) (174) (173) (172) (171) (170) (169) (168) (167)
三十三 ジイソプロピル—S— (エチルスルフィニルメチル) —ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジイソプロピル—S— (エチルスルフィニルメチル) —ジチオホスフェイトを含有するものを除く。
三十三の二 二—(ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二—(ジエチルアミノ) エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。
三十三の三 二—ジエチルアミノ—六—メチルピリミジル—四—ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
三十四 ジエチル—S— (エチルチオエチル) —ジチオホスフェイト五%以下を含有する製剤
三十五 ジエチル—四—クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤
三十五の二 ジエチル—一—(二・四—ジクロルフェニル) —二—クロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
三十六 ジエチル—(二・四—ジクロルフェニル) —チオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル—(二・四—ジクロルフェニル) —チオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル—一・五—ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト一・五%以下を含有するものを除く。
三十七の二 ジエチル—(一・三—ジチオシクロペンチリデン) —チオホスホアート及びこれを含有する製剤
三十七の三 ジエチル—スルファート及びこれを含有する製剤

- 三十七の四 ジエチル—三・五・六—トリクロル—二—ピリジルチオホスフエイト—%（マイクロカブセル製剤にあつては、二五%）以下を含有するものを除く。
- 三十七の五 ジエチル—（五—フエニル—三—イソキサゾリル）—チオホスフエイト（別名イソキサチオン）及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—（五—フエニル—三—イソキサゾリル）—チオホスフエイト二%以下を含有するものを除く。
- 三十七の六 ジエチル—S—ベンジルチオホスフエイト—一・三%以下を含有するものを除く。
- 三十七の七 ジエチル—四—メチルスルフィニルフェニル—チオホスフエイト三%以下を含有する製剤。
- 三十八 四塩化炭素を含有する製剤
- 三十八の二 二—（一・三—ジオキソラン—二—イル）—フエニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—S—ベンジルチオホスフエイト二・三%以下を含有するものを除く。
- 三十八の三 一・三—ジカルバモイルチオ—二—（N・N—ジメチルアミノ）—プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一・三—ジカルバモイルチオ—二—（N・N—ジメチルアミノ）—プロパンとして二%以下を含有するものを除く。
- 三十九 しきみの実
- 三十九の二 シクロヘキサ—四—エン—一・二—ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤
- 三十九の三 一・三—ジカルバモイルチオ—二—（N・N—ジメチルアミノ）—プロパンとして二%以下を含有するものを除く。
- 四十 しきみの実
- 四十の二 シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、シクロヘキシミド○・二%以下を含有するものを除く。
- 四十の三 ジ（—クロルイソブロピル）エーテル及びこれを含有する製剤
- 四十の四 ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤
- 四十の五 二・四—ジクロル—六—ニトロフェノール、その塩類及びこれらの中のいずれかを含有する製剤
- 四十一 ジクロルブチニトロを含有する製剤。ただし、シクロヘキシミド○・二%以下を含有するものを除く。
- 四十一の二 二—・四—ジクロロ—α・α—トリフルオロ—四—ニトロメタトルエンスルホニアリド（別名フルスルファミド）及びこれを含有する製剤。ただし、二—・四—ジクロロ—α・α—トリフルオロ—四—ニトロメタトルエンスルホニアリド（別名フルスルファミド）及びこれを含有する製剤。ただし、二—・四—ジクロロ—α・α—トリフルオロ—四—ニトロメタトルエンスルホニアリド（別名フルスルファミド）及びこれを含有する製剤。
- 四十一の三 二・四—ジクロロ—ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 四十一の四 二—・四—ジクロロフエノール及びこれを含有する製剤
- 四十一の五 二—・四—ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 四十二 二・三—ジ—（ジエチルジチオホスホロ）—パラジオキサンを含有する製剤
- 四十二の二 ジシクロヘキシリアルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシリアルアミン四%以下を含有するものを除く。
- 四十二の三 ジデシル（ジメチル）アンモニウム||クロリド○・四%以下を含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウム||クロリド○・三%以下を含有するものを除く。
- 四十三 二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシリルフェノールを含有する製剤。ただし、二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシリルフェノール○・五%以下を含有するものを除く。
- 四十三の二 二—四—ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤
- 四十四 二・四—ジニトロ—六—（—メチルプロピル）—フエニルアセテートを含有する製剤
- 四十五 二・四—ジニトロ—六—（—メチルプロピル）—フエノール二%以下を含有する製剤
- 四十六 二・四—ジニトロ—六—メチルプロピルフェノールジメチルアクリレートを含有する製剤
- 四十六の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート（別名ジノカツブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート○・二%以下を含有するものを除く。
- 四十六の三 二—三—ジヒドロ—二—二—ジメチル—七—ベンゾ「b」フラニル—N—ジブチルアミノチオ—N—メチルカルバマート（別名カルボスルファン）及びこれを含有する製剤
- 四十七 二—二—ジピリジリウム—一・一—エチレンジブロミドを含有する製剤
- 四十七の二 二—ジフェニルアセチル—一・三—インダンジオン○・〇〇五%以下を含有する製剤
- 四十七の三 三—（ジフルオロメチル）—一—メチル—N—〔(3R)〕—一・一・三—トリメチル—二・三—ジヒドロ—H—インデン—四—イル」—H—ピラゾール—四—カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三—（ジフルオロメチル）—一—メチル—N—〔(3R)〕—一・三—トリメチル—二・三—ジヒドロ—H—インデン—四—イル」—H—ピラゾール—四—カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。
- 四十七の四 ジブロム—四—メチルチオフェニルホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 四十八 一・二—ジブロムエタン（別名EDB）を含有する製剤。ただし、一・二—ジブロムエタン五〇%以下を含有するものを除く。
- 四十九 ジブロムクロルプロパン（別名DBCP）を含有する製剤
- 五十 三・五—ジブロム—四—ヒドロキシ—四—ニトロアゾベンゼン三%以下を含有するものを除く。
- 五十の二 二—三—ジブロモエタン（別名EDB）を含有する製剤。ただし、三・五—ジブロム—四—ヒドロキシ—四—ニトロアゾベンゼンを含有する製剤。ただし、三・五—ジブロム—四—ヒドロキシ—四—ニトロアゾベンゼン三%以下を含有するものを除く。
- 五十の三 二—（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二—（ジメチルアミノ）エタノール三・一%以下を含有するものを除く。
- 五十の四 二—（ジメチルアミノ）エチル||メタクリレート及びこれを含有する製剤。ただし、二—（ジメチルアミノ）エチル||メタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。
- 五十の五 二—ジメチルアミノ—五・六—ジメチルピリミジル—四—N・N—ジメチルカルバメート及びこれを含有する製剤

五十の六 五一ジメチルアミノー・二・三一トリチアン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、五一ジメチルアミノー・二・三一トリチアンとして3%以下を含有するものと除く。

五十の七 デジメチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルアミン50%以下を含有するものを除く。

五十の八 ジメチルエチルスルフイニルインプロピルチオホスフェイト四%以下を含有する製剤。

五一一 ジメチルエチルスルフイニルインプロピルチオホスフェイトを含有する製剤。

五十二 ジメチルエチルカルバマート六%以下を含有するものを除く。

五十三 ジメチルエチルカルバマート(別名DDVP)を含有する製剤。

五十四 ジメチルジチオホスホリルエニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く。

五十四の二 三一ジメチルジチオホスホリル一メチル五一メトキシ一・三・四一チアジアゾリン一「一オン及びこれを含有する製剤。

五十四の三 二・二・二一ジメチル一二・三一ジヒドロ一ベンゾフラン一七一イルN-(N-(二エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフエナモイル)-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二一ジメチル一二・三一ジヒドロ一ベンゾフラン一七一イルN-(N-(二エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフエナモイル)-N-メチルカルバマート六%以下を含有するものを除く。

五十五 ジメチルジプロムジクロルエチルホスフェイトを含有する製剤。

五十五の二 ジメチル-S-パラクロルエニルチオホスフェイト(別名DMCP)及びこれを含有する製剤。

五十五の三 三・四一ジメチルフエニル-N-メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。

五十五の四 三・五一ジメチルフエニル-N-メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。

五十六 ジメチルフタリルimidメチルジチオホスフェイトを含有する製剤。

五十六の二 N-N-ジメチルプロパン一一・三一ジアミン及びこれを含有する製剤。

五十六の三 二・二一ジメチル一一・三一ベンゾジオキソール一四一イル-N-メチルカルバマート三%以下を含有するものを除く。

五十七 ジメチルメチルカルバミルエチルチオホスフェイトを含有する製剤。

五十八 ジメチル-(N-メチルカルバミルメチル)-ジチオホスフェイト(別名ジメトエート)を含有する製剤。

五十八の二 ジメチル一二-(一、一メチルベンジルオキシカルボニル)-ホスフェイト及びこれを含有する製剤。

五十八の三 O-O-ジメチル-O-(三一メチル一四一メチルスルフエニル)-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

五十九 ジメチル一四一メチルカルバマート三一メチルフエニルチオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジメチル一四一メチルカルバマート六%以下を含有するものを除く。

五十九の二 三一(ジメトキシホスフニルオキシ)-N-メチル-シス-クロトナミド及びこれを含有する製剤。

六十 重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。

六十一 蔗^{シガ}酸を含有する製剤。ただし、蔗^{シガ}酸一〇%以下を含有するものを除く。

六十二 蔗^{シガ}酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、蔗^{シガ}酸として一〇%以下を含有するものを除く。

六十三 硝酸を含有する製剤。ただし、硝酸一〇%以下を含有するものを除く。

六十四 硝酸タリウムを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

六十五 水酸化カリウムを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。

六十六 水酸化トリアリール錫^ズ、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、水酸化トリアリール錫^ズ、その塩類又はこれらの無水物一%以下を含有するものを除く。

六十七 水酸化トリアルキル錫^ズ、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、水酸化トリアルキル錫^ズ、その塩類又はこれらの無水物一%以下を含有するものを除く。

六十八 水酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

六十九 無機錫塩類。

六十九の二 スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七一プロモ一六一クロロ一三一〔三一(二R・三S)〕-三一ヒドロキシ一ピペリジル〕-二一オキソプロピル〕一四(三H)-キナゾリノンと七一プロモ一六一クロロ一三一〔三一(二S・三R)〕-三一ヒドロキシ一ピペリジル〕-二一オキソプロピル〕一四(三H)-キナゾリノンとのラセミ体として七一-%以下を含有するものに限る。以下この号において同じ。及びこれを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七一プロモ一六一クロロ一三一〔三一(二R・三S)〕-三一ヒドロキシ一ピペリジル〕-二一オキソプロピル〕一四(三H)-キナゾリノンとのラセミ体として七一-%以下を含有するものに限る。以下この号において同じ。及びこれを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の七一プロモ一六一クロロ一三一〔三一(二R・三S)〕-三一ヒドロキシ一ピペリジル〕-二一オキソプロピル〕一四(三H)-キナゾリノンと七一プロモ一六一クロロ一三一〔三一(二S・三R)〕-三一ヒドロキシ一ピペリジル〕-二一オキソプロピル〕一四(三H)-キナゾリノンとのラセミ体として七一-%以下を含有するものを除く。

六十九の三 センデュラマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、センデュラマイシンとして〇・五%以下を含有するものを除く。

六十九の四 二一チオ一三・五一ジメチルテトラヒドロ一・三・五一チアジアジン及びこれを含有する製剤。

七十 チオセミカルバジドを含有する製剤。ただし、チオセミカルバジド〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

七十一 テトラエチルメチレンビスジオホスフエイトを含有する製剤。

七十一の二 テトラクロルニトロエタン及びこれを含有する製剤。

七十一の三 (S) —一・三・五・六—テトラヒドロ一六—フエニルイミダゾ「二・一—b」チアゾールとして六・八%以下を含有するものを除く。

七十一の四 二・三・五・六—テトラフルオロ一四—メチルベンジルⅡ(Z) —(R S・三R S) —三—(一クロロ一三・三・三—トリフルオロ—一プロペニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フルトリン)一・五%以下を含有する製剤。

七十一の五 三・七・九・一三—テトラメチル—五・一一ジオキサ—二・八・一四—トリチア—四・七・九・一二—テトラアザヘンタデカ—三・一二—ジエン—六・一〇—ジオン(別名チオジカルブ)及びこれを含有する製剤。

七十一の六 二・四・六・八—テトラメチル—一・三・五・七—テトラオキソカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八—テトラメチル—一・三・五・七—テトラオキソカン—〇%以下を含有するものを除く。

七十二 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。

七十二の二 一—ドデシルグアニジニウムⅡアセタート(別名ドジン)六五%以下を含有する製剤。

七十二の三 三・六・九—トリアザウンデカン—一・一—ジアミン及びこれを含有する製剤。

七十三の二 トリエタノールアンモニウム—二・四—ジニトロ—六—(一—メチルプロピル) —フエノラートを含有する製剤。

七十四の二 トリクロルニトロエチレン及びこれを含有する製剤。ただし、トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを含有する製剤。

七十四の三 二・四・五—トリクロルエノキシン酢酸、そのエステル類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

七十四の四 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤。

七十四の五 一・二・三—トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤。

七十四の六 トリブチルトリオホスフエイト及びこれを含有する製剤。

七十四の七 トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、トリフルオロメタンスルホン酸—〇%以下を含有するものを除く。

七十五 トルイジン塩類。

七十六 トルイレンジアミン及びその塩類。

七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 四酸化三鉛
ロ ヒドロオキシ炭酸鉛

ハ 硫酸鉛

七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものと除く。

七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤。

七十七の四 一—(四—ニトロフェニル) —三—(三—ピリジルメチル) ウレア及びこれを含有する製剤。

七十八 二硫化炭素を含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以下を含有するものを除く。

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウム—四—(五—クロロ—四—メチル—一—スルホナトフェニルアゾ) —三—ヒドロキシ—一ナフトアート

ロ 硫酸バリウム
ロ 硫酸バリウム
ロ ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

八十一 N・N—ビス(二—エミノエチル) エタン—一・二—ジアミン及びこれを含有する製剤。

八十二 N・N—ビス(二—エチルヘキシル) ホスフアート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(二—エチルヘキシル) ホスフアート二%以下を含有するものを除く。

八十三 ビス(二—エチルヘキシル) ホスフアート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(二—エチルヘキシル) ホスフアート一〇%以下を含有する製剤。ただし、S・S—ビス(一—メチルプロピル) —O—エチル

ルⅡホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十四 ヒドラジン—水和物及びこれを含有する製剤。ただし、ヒドラジン—水和物三〇%以下を含有するものを除く。

- 八十の六 ヒドロキシエチルヒドラジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 八十の七 二一ヒドロキシ一四一メチルチオ酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、二一ヒドロキシ一四一メチルチオ酪酸○・五%以下を含有するものを除く。
- 八十一 ヒドロキシリアルアミンを含有する製剤
 八十二 ヒドロキシリアルアミン塩類及びこれを含有する製剤
 八十三の二 二一(三一ピリジル)一ペリジン(別名アナバシン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 八十三の二 ピロカテコール及びこれを含有する製剤
 八十三の三 二一(フェニルパラクロルフェニルアセチル)一一・三一インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二一(フェニルパラクロルフェニルアセチル)一一・三一インダンジオン○・○二五%以下を含有するものを除く。
- 八十四 フエニレンジアミン及びその塩類
 八十五 フエノールを含有する製剤。ただし、フエノール五%以下を含有するものを除く。
 八十五の二 一-t-ブチル-三-(二・六一ジイソプロピル-四-フエノキシフェニル)及びこれを含有する製剤
 八十五の九 二-t-ブチル-五-(四-t-ブチルベンジルチオ)-四-クロロピリダジン-三(二H)一オン及びこれを含有する製剤
 八十五の三 ブチル-二・三一ジヒドロ-二・ニ一ジメチルベンジル-フラン-七-イル=N-N、-ジメチル-N-N、-チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)五%以下を含有する製剤
 八十五の四 t-ブチル-(E)-一四-(一・三一ジメチル-五-フエノキシ-四-ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。
 八十五の四一 (一・三一ジメチル-五-フエノキシ-四-ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。
- 八十五の五 ブチル(トリクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤
 八十五の六 N-ブチルビロリジン
 八十五の七 二-セカンダリ-ブチルフェノール及びこれを含有する製剤
 八十五の八 二-ターザリ-ブチルフェノール及びこれを含有する製剤
 八十五の九 二-t-ブチル-五-(四-t-ブチルベンジル-S-エチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
 八十五の十 ブチル-S-ベンジル-S-エチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
 八十五の十一 N-(四-t-ブチルベンジル)-四-クロロ-三-エチル-一-メチルビラゾール-五-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)及びこれを含有する製剤
 八十五の十二 二-t-ブチル-五-メチルフェノール及びこれを含有する製剤
 八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
 八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。
 八十六 プラストサイジンSを含有する製剤
 八十七 プラストサイジンS塩類及びこれを含有する製剤
 八十七の二 ブルシン及びその塩類
 八十七の三 ブロムアセトン及びこれを含有する製剤
 八十八 ブロム水素を含有する製剤
 八十八の二 ブロムメチルを含有する製剤
 八十八の三 一-ブロモ-三-クロロ-プロパン及びこれを含有する製剤
 八十八の四 二-(四-ブロモジフルオロメトキシフェニル)-二-メチルブロピル-三-フエノキシベンジルエーテル(別名ハルフエンブロツクス)及びこれを含有する製剤。ただし、二-(四-ブロモジフルオロメトキシフェニル)-二-メチルブロピル-三-フエノキシベンジルエーテル五%以下を含有する徐放性製剤を除く。
 八十九 ヘキサクロルエボキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)を含有する製剤
 九十 一・二・三・四・五・六-ヘキサクロルシクロヘキサン(別名リング)を含有する製剤。ただし、一・二・三・四・五・六-ヘキサクロルシクロヘキサン-一・五%以下を含有するものを除く。
 九十一 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)を含有する製剤
 九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸一-%以下を含有するものを除く。
 九十一の三 ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸一-%以下を含有するものを除く。
 九十一の四 二-(四-ブロモジフルオロメトキシフェニル)-二-メチルブロピル-三-フエノキシベンジルエーテル(別名ハルフエンブロツクス)及びこれを含有する製剤。ただし、二-(四-ブロモジフルオロメトキシフェニル)-二-メチルブロピル-三-フエノキシベンジルエーテル五%以下を含有する徐放性製剤を除く。
 九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール一-%以下を含有するものを除く。
 九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一-%以下を含有するものを除く。
 九十二の三 ベンゼン-一・四-ジカルボニル-ジクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル-クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル-クロリド○・○五%以下を含有するものを除く。
 九十二の四 ベンゾイル-クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル-クロリド○・○五%以下を含有するものを除く。
 九十三 一・四・五・六・七-ベンタクロル-三-a・四・七・七-a-テトラヒドロ-四・七-(八・八-ジクロルメタノ)-インデン(別名ヘブタクロール)を含有する製剤
 九十四 ペンタクロルエノール(別名P-C-P)を含有する製剤。ただし、ペンタクロルエノール一-%以下を含有するものを除く。

- 九十五の二 ベンタクロルフェノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ベンタクロルフェノールとして一%以下を含有するものを除く。
- 九十六の二 硼^{ホウ}化水素酸及びその塩類
- 九十七の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤
- 九十八の二 無水クロム酸を含有する製剤。ただし、無水酢酸○・二%以下を含有するものを除く。
- 九十九の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水マレイン酸一・二%以下を含有するものを除く。
- 九十九の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸二五%以下を含有するものを除く。
- 九十九の四 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸二五%以下を含有するものを除く。
- 九十九の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウム○・○一%以下を含有するものを除く。
- 九十九の六 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
- 九十九の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
- 九十九の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸○・五%以下を含有するものを除く。
- 九十九の九 ニーメチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤
- 九十九の十 メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、メチルアミン四〇%以下を含有するものを除く。
- 九十九の十一 メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤
- 九十九の十二 三一メチル一五一ソプロピルフェニル一N一メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 九十九の十三 メチルエチルケトン
- 九十九の四 N一メチルカルバミル一「一クロルフェノール二・五%以下を含有するものを除く。
- 九十九の二 N一（二一メチル一四一クロルフェニル）一N一N一ジメチルホルムアミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、N、一（二一メチル一四一クロルフェニル）一N・N一ジメチルホルムアミジンとして三%以下を含有するものを除く。
- 九十九の三 メチル=N一「二一「一（四一クロロフェニル）一H一ピラゾール一三一イルオキシメチル」フエニル」（N一メトキシ）カルバマート（別名ピラクロストロビン）及びこれを含有する製剤。ただし、メチル=N一「二一「一（四一クロロフェニル）一H一ピラゾール一三一イルオキシメチル」フエニル」（N一メトキシ）カルバマート六・八%以下を含有するものを除く。
- 九十九の四 メチルシクロヘキシル一四一クロルフェニルチオホスフエイト一・五%以下を含有する製剤
- 九十九の五 メチルジクロルビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロルビニルホスフエイトとの錯化合物及びこれを含有する製剤
- 九十九の六 メチルジチオカルバミン酸亜鉛及びこれを含有する製剤
- 九十九の七 メチル=N、N一ジメチル一N一（メチルカルバモイル）オキシ」一「チオオキサムイミデート○・八%以下を含有する製剤
- 九十九の八 S一（四一メチルスルホニルオキシフェニル）一N一メチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤
- 九十九の九 五一メチル一・二・四一トリアゾロ〔三・四一b〕ベンゾチアゾール（別名トリシクラゾール）及びこれを含有する製剤。ただし、五一メチル一・二・四一トリアゾロ〔三・四一b〕ベンゾチアゾール八%以下を含有するものを除く。
- 百の二 N一メチル一ナフチルカルバメートを含有する製剤。ただし、N一メチル一ナフチルカルバメート五%以下を含有するものを除く。
- 百の三 二一メチルビフェニル一三一イルメチル=（一RS・二RS）一「一（Z）一（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一プロペニル）一三・三一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤。ただし、二一メチルビフェニル一三一イルメチル=（一RS・二RS）一「一（Z）一（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一プロペニル）一三・三一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二%以下を含有するものを除く。
- 百の四 S一（二一メチル一ピペリジル一カルボニルメチル）ジプロピルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、S一（二一メチル一ピペリジル一カルボニルメチル）ジプロピルジチオホスフエイト四・四%以下を含有するものを除く。
- 百の五 三一メチルフェニル一N一メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、三一メチルフェニル一N一メチルカルバメート二%以下を含有するものを除く。
- 百の六 二一（一メチルプロピル）一フェニル一N一メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二一（一メチルプロピル）一フェニル一N一メチルカルバメート二%（マイクロカプセル製剤）については、一五%以下を含有するものを除く。
- 百の七 メチル一（四一プロム一二・五一ジクロルフェニル）一チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
- 百の八 四一メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四一メチルベンゼンスルホン酸五%以下を含有するものを除く。
- 百の九 メチルホスホン酸ジメチル
- 百の十 S一メチル一N一（メチルカルバモイル）一オキシ」一チオアセトイミデート（別名メトミル）四五%以下を含有する製剤
- 百の十一 メチレンビス（一チオセミカルバジド）二%以下を含有する製剤
- 百の十二 五一メトキシ一N・N一ジメチルトリブタミン、その塩類及びこれらのはずれを含有する製剤

百の十三
百の十四
百の十五
百の十六
百の十七
百の十八
百の十九
百の二十
百の二十一
百の二十二
百の二十三
百の二十四
百の二十五
百の二十六
百の二十七
く。
一（四一メトキシフエニル）ピペラジン及びこれを含有する製剤
一一（四一メトキシフエニル）ピペラジン一塩酸塩及びこれを含有する製剤
一一メトキシ一・三・二一ベンゾジオキサホスホリノ一二ースルフィド及びこれを含有する製剤
一一メルカブトエタノール〇%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、一一メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。
メルカブト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカブト酢酸一%以下を含有する製剤
モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。
モノグエルマン及びこれを含有する製剤
モノフルオール酢酸バラブロムアニリド及びこれを含有する製剤
モノフルオール酢酸バラブロムベンジルアミド及びこれを含有する製剤
モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六%以下を含有するものを除く。
沃化水素を含有する製剤
沃化メチル及びこれを含有する製剤
ラサロシド、その塩類及びこれらのはずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして二%以下を含有するものを除く。
硫酸化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
硫酸化二ナトリウム及びこれを含有する製剤
硫酸化燐を含有する製剤
硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
硫酸タリウムを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガランエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

硫酸パラジメチルアミノフェニルジアゾニウム、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
燃化亜鉛を含有する製剤。ただし、燃化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガランエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。
レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール二〇%以下を含有するものを除く。
ロダン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ロダン酢酸エチル一%以下を含有するものを除く。
ロテノンを含有する製剤。ただし、ロテノン二%以下を含有するものを除く。
硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燃化亜鉛が均等に含有されていない製剤に関する前項第六十四号ただし書、第七十号ただし書、第百五号ただし書又は第百七号ただし書に規定する百分比の計算については、当該製剤一〇グラム中に含有される硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燃化亜鉛の重量の一〇グラムに対する比率によるものとする。

第三条

法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

- 一 オクタメチルビロホスホルアミドを含有する製剤
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 ジエチルバラニトロフェニルチオホスフエイトを含有する製剤
- 四ジメチルエチルカブトエチルチオホスフエイトを含有する製剤
- 五ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイトを含有する製剤
- 六ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイトを含有する製剤
- 七テトラエチルピロホスフエイトを含有する製剤
- 八モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 九モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
- 十燃化アルミニウムとその分解促進剤などを含有する製剤

附 則

抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十年一月九日から施行する。ただし、第一条及び第二条第一項の規定中、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十五号）による改正前の毒物及び劇物取締法（以下「旧法」という。）別表第一第一号から第十八号まで及び別表第一第一号から第五十七号まで並びに從前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第一条及び第二条第一項に規定されていない物に係る部分は、昭和四十年七月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年七月五日政令第二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年一〇月二十五日政令第三四〇号）

この政令中、第二条第十号の次に一号を加える改正規定及び同条第三十二号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和四一年七月一八日政令第二五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年一月三一日政令第九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年二月二六日政令第三七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年八月三〇日政令第二七六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一三日政令第一一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年三月二三日政令第三一号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、同項第十七号の次に一号を加える改正規定、同項第七十四号の二を同項第七十四号の三とし、同項第七十四号の次に一号を加える改正規定及び同項第九十九号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和四十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和四七年六月三〇日政令第二五三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十七年八月一日から施行する。

（経過規定）

4 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十一条第一項の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則（昭和四九年五月二四日政令第一七四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年八月一九日政令第二五三号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十年九月一日から施行する。

（経過規定）

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第二十二号の二又は第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和五〇年一二月一九日政令第三五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年四月三〇日政令第七四号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和五一年七月三〇日政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年五月四日政令第一五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一〇月二十四日政令第三五八号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和五一年七月三〇日政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年八月八日政令第二〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年八月二五日政令第二七一号）

この政令は、昭和五十六年九月一日から施行する。

この政令の施行の際現に改正後の第一条第三十号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和五七年四月二〇日政令第一二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年三月二九日政令第三五号）

この政令は、昭和五八年四月十日から施行する。

この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第四十六号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和五八年一二月二日政令第二四六号）

この政令は、昭和五八年一二月十日から施行する。

この政令の施行の際現に改正後の第二条第十八条号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五九年一二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五九年一二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和五九年三月一六日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年四月一六日政令第一〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月一七日政令第三一三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年八月二九日政令第二八四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年一二月政令第二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年一二月政令第二二号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定は、昭和六十二年一月二十日から施行する。

第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第二条第十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

前項に規定する物であつて、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和六二年一〇月一一日政令第三四五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年六月三日政令第一八〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年六月三日政令第一八〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年六月三日政令第一八〇号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和六十三年六月十日から施行する。

第二条第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第二条第一項第七十四号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

前項に規定する物であつて、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和六三年九月三〇日政令第二八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月一七日政令第四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年二月一七日政令第一六号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の二、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる名称により毒物及び劇物取締法第十二条第二項の規定による表示がなされているものについては、平成二年五月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則（平成二年九月二一日政令第二七六号）

- 1 この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の二、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二号の三、第六号の二から第六号の六まで、第十三号の三及び第十三号の四並びに第一条第一項第一号の二、第七十四号の三及び第一百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成三年四月五日政令第一〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一二月一八日政令第三六九号）

- 1 この政令は、平成三年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- （施行期日）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号並びに第二条第一項第一号の四、第十四号の五、第十五号の二、第二十八号の二、第四十号の二、第四十三号の二、第九十一号の二及び第九十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
- （前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。）

附 則（平成四年三月二一日政令第三八号）

この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年一〇月二一日政令第三四〇号）

この政令は、平成四年十月三十日から施行する。

附 則（平成五年三月一九日政令第四一号）

この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年九月一六日政令第二九四号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成五年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号、第七十一号の三及び第一百号の六の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第十七号の二、第二十二号の三、第二十八号の二から第二十八号の四まで及び第二十八号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成六年三月一八日政令第五三号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の四、第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月一九日政令第二九六号）

- この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条第二十三号並びに第二条第一項第十号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年四月一四日政令第一八三号）

- この政令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十三号の二並びに第二条第一項第二十二号の二、第三十号の二、第五十号の四及び第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成七年七月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成七年七月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成七年九月二二日政令第三三八号）

この政令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第一条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年一一月一七日政令第三三〇号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の五及び第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年一月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年三月二五日政令第三三九号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号、第三十二号、第三十七号の三及び第八十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十号の一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年一一月二二日政令第三三二号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成八年十二月一日から施行する。ただし、第一条第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。
- 3 この政令の施行前にした改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月一四日政令第五九号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年五月一五日政令第一七二号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号及び第二十六号の二並びに第二条第一項第二十八号の五、第二十八号の六及び第五十五号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一〇年一二月一四日政令第四〇五号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一九年九月二九日政令第二九三号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十一年十月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の二及び第十二号の二並びに第二条第一項第八十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一九年四月二八日政令第二一三号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十二年五月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の四、第十五号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二条第一項第二十八号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一九年九月二二日政令第四二九号）

この政令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年六月二九日政令第二二七号）

この政令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月二五日政令第六三号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十四号の二及び第二条第一項第二十八号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一四年一一月二七日政令第三四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月一七日政令第四三号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一七年三月二四日政令第六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二一日政令第一七六号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第二条第一項第三十号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

- 4 3 この政令の施行前にした新令第二条第一項第三十号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 4 3 この政令の施行の際現に新令第二条第一項第七十二号の二、第八十五号の九及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 5 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成一九年八月一五日政令第二六三号)

- 1 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第七十九号の改正規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並びに第二条第一項第四号の四、第十四号の二及び第七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二一年四月八日政令第一二〇号)

- 1 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の十一及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第二号の三、第十号の三及び第二十六条号の十並びに第二条第一項第一号の五、第一号の六、第五十号の二及び第八十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十一年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二一年四月八日政令第一二〇号)

- 1 この政令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の二並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第七十一号の六及び第一百号の十一から第百号の十三までに掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。
 4 新令第一条第十六号の八に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十一年七月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。
 5 この政令の施行前にした新令第一条第二十六号の八に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年一月一五日政令第二四二号)

- 1 この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二三年一〇月一四日政令第三二七号)

- 1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の三及び第四十一号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二四年九月二〇日政令第二四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年九月二一日政令第二四五号）

（施行期日）この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

- 1 （経過措置）（施行期日）この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四条の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあっては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二条第一項第三十二号（89）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年六月二八日政令第二〇八号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四条の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二六年六月二十五日政令第二二七号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き当該営業については、平成二十六年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二七年六月一九日政令第二五一号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き当該営業については、平成二十七年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成二八年七月一日政令第二五五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一メルカブトエタノール一〇%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一メルカブトエタノール一〇%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）による改正後の同号の規定の適用については、同号中「二一メルカブトエタノール一〇%以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二一メルカブトエタノール〇・一%以下」とする。

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の八及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二十四号の二、第八十号の二、第八十五号の五、第八十五号の七、第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十八年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 二一メルカブトエタノール一〇%以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二一メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした二一メルカブトエタノール一〇%以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二一メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年六月一四日政令第一六〇号）

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八条並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間ににおける第一条第十八条の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現に二一ターシヤリーブチルフエノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 二一ターシヤリーブチルフエノール及びこれを含有する製剤であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年六月二九日政令第一九七号）

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後的第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第一百八号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成三〇年一二月一九日政令第三四二号）

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第一百号の十七及び第一百一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和元年六月一九日政令第三一号）

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第一条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一（ジメチルアミノ）エチルリメタクリート六・四%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和二年六月二四日政令第二〇三号）

1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の四、第九十八号の八、第一百二号の四及び第一百二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（令和四年一月二八日政令第三六号）

（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第一百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第三条 毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次条において同じ。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第二十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年五月二六日政令第一九三号）

（施行期日）
第一条 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の二ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和五年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第二条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和五年八月三十一日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。